

学校施設等の施設長に実施同意の確認をする方法について

当該区域は、子ども等の静穏な教育環境の維持及び防犯の観点等から制限が必要であると市長が定めたものです。

当該区域に係る全ての施設の長から同意を得られた場合であっても、事業が可能となる期間は、週末、祝日、及び長期休暇期間中等に限られ、さらに課外授業や学童保育等の学校開校日や地域の行事等で学校教育等施設が一般市民に開放される日等についても事業の実施に係る同意が得られない場合があります。

1 実施同意の確認方法について

- (1) 「住宅宿泊事業の実施同意に係る確認依頼について」(尼様式第2号)により、生活衛生課へご依頼ください。
- (2) 後日、生活衛生課より、施設の長の意向を書面にて回答いたします。

2 実施同意が得られなかった場合について

当該区域において、住宅宿泊事業の実施はできません。

3 実施同意が得られた場合について

- (1) 1 (2) にて交付された、施設長の意向が記された書面(同意に関する記述が明記された書面に限る)を、住宅宿泊事業届出時に添付してください。